

# 高知競馬場避雷設備整備業務委託仕様書

## 1 業務名

高知競馬場避雷設備整備業務委託

## 2 目的

年間を通じて雨量の多い高知県にある高知競馬場は、以前から敷地への落雷が多く、設置している避雷針により建物への直撃は無いものの走路内大型ビジョンは数回避雷し、ビジョンのみならず、制御用配線を伝って防護デバイス（SPD）をも超えて、関連機器が故障する事案も多くなりました。

現在は機器部材の非金属化により被害が減少した部分はあるものの、ナイター照明設備や測位システム設備、監視カメラ設備など運営に欠かせない多くの電子機器を屋外に設置している状況です。近年では誘導雷など非直撃での被害も増大し、落雷による運営への影響が懸念されています。

また、電子機器への被害のみならず、走路にいる人馬への被害が最重要課題です。

本件は、従来の誘導型避雷針ではなく、落雷を発生させない落雷抑制装置により競馬場全体を保護することで、安全・安心な競馬開催を行うことを目的としています。

この目的を達成するため、高知競馬場に避雷設備整備を行う能力と意欲を備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

## 3 避雷設備設置場所

### (1) 所在地

高知県高知市長浜宮田2000番地  
高知競馬場内

### (2) 設置場所

別添「施設配置図（保護範囲）」の青線で囲んだ範囲のうち、馬場内調整池を除いた部分の95%以上を避雷エリアとしてカバーすること

## 4 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

## 5 業務内容

### (1) 避雷設備の更新及び新規設置

#### ア 既存避雷設備の更新

別添「施設配置図（保護範囲）」に設置済みの既存避雷設備5基（スタンド棟1基、パトロールタワー4基（1棟に1基）を、落雷抑制型避雷設備に更新する。

#### イ 新規配置案の作成と避雷設備の新規設置

上記保護範囲のうち、馬場内調整池を除いた部分の95%以上をカバーできる配置案を作成し、落雷抑制型避雷設備を新規設置する。避雷設備新規設置については、可能な限り高知県競馬組合が保有する構造物等へ設置することとし、電柱・ポール等の新規建立数の削減を図ること。

### (2) メンテナンス等に関する提案

不具合及び故障発生時の体制、年1回以上の定期メンテナンス計画の提案及び設置前後の敷地内及び周辺の落雷データの提出。

避雷設備設置前後の敷地内及び周辺地域の落雷データの提供。

### (3) 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて組合の担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

### (4) 搬入・設置作業時間についての協議

作業時間は原則として馬場・厩舎地区は午前10時30分から午後6時まで（馬場内からの車両退出時間は午後4時までに）、他の地区（スタンド・事務局棟など）は午前8時30分から午後6時。ただし、週1日の「きゅう舎の休日」は馬場・厩舎地区においても午前8時30分から開始可能とする。

他の工事との調整が必要な場合もため、詳細な作業日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定すること。

## 6 指定

### (1) 製品指定

避雷機器は、日本国内の公園等で敷地面積5,000㎡以上を保護範囲とする設置実績のある以下のいずれかとする。

- ア dinnteco japan製 (参考機器名称) dinnteco-100plus
- イ 落雷抑制システムズ製 (参考機器名称) PDCE-Magnum
- ウ その他メーカー製 落雷抑制型避雷設備

### (2) 製品仕様

避雷機器設置のために必要な部材(金属)は、防錆性の高い素材を使用する、または防錆性の高い加工を施すこと。

## 7 高知県内産資材の優先使用

本委託業務に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、高知県内産資材(高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は、高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材)を優先して使用するものとする。

## 8 その他

### (1) 一括再委託等の禁止

業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (2) 仕様書記載外の事項

この仕様書に記載されていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、検討資料を提示して担当職員と協議するとともに、誠実に対応すること。

### (3) 保証期間

避雷機器等の保証期間は、引渡しの日から最低1年間とするが、各機器にそれ以上の期間が設けられている場合は、その期間を対象とする。

### (4) 不具合等

機器等について、(3)の保証期間中に不具合及び故障等が発生した場合は、速やかに補修若しくは修繕又は新品との交換(以下「補修等」という。)を行い、施設の運営に支障が生じないようにすること。また、(3)の保証期間満了後についても、本委託業務完了後10年を経過する日まで、有償による補修等を行うこと。

### (5) 打合せ

必要に応じて適宜打合せを行うこと。

### (6) 支払い

費用については、業務完了に伴う検査合格後、受託者が発行する請求書に基づき支払う。

### (7) 関係法令の遵守

本委託業務を実施するに際して、関係法令を遵守すること。